

21LADY株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、21LADY株式会社と称し、英文では、
21LADY Co., Ltd. と表示とする。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 投資事業組合財産の管理および運営
2. 経営コンサルタント業
3. 有価証券の売買
4. 乳菓、乳製品の製造、販売
5. 冷凍食料品、冷凍調理食品の製造、販売
6. 食品および日用品雑貨の販売
7. 和菓子および洋菓子のフランチャイズチェーン店の加盟募集
及び加盟店の指導業務
8. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
9. コンピュータ、その周辺機器およびそのソフトウェアの企
画、開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業務
10. 書籍・雑誌その他印刷物および電子出版物の企画、編集、
出版および販売
11. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得
およびその管理運用、使用承諾、譲渡ならびにこれらの仲介、
代理
12. 通信システムによる情報の収集、処理および販売ならびに
それにかかわる機器および装置類の販売
13. 通信販売業
14. 広告宣伝の情報媒体の販売
15. 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業
16. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、
動物等の画像を付したもの）の企画ならびに開発
17. 外国企業の日本市場参入に関する経営ノウハウ、技術ノウ
ハウの提供およびコンサルタント業
18. 資産運用および管理に関するコンサルタント業
19. 入場券等のチケット販売業
20. 不動産の売買、仲介、管理および賃貸

- 2 1. 金融商品の企画、開発および設計
- 2 2. 損害保険代理業
- 2 3. 政治、経済、外交、社会、産業、企業等に関する調査研究
およびコンサルタント業
- 2 4. 店舗内装および外装設計ならびに施工
- 2 5. 飲食店業
- 2 6. 店舗の販売
- 2 7. 和洋菓子、氷菓、清涼飲料水、飴の製造、加工、販売、輸出、
輸入および小麦粉、バター、チーズ、香辛料等製菓原材料の
輸出、輸入
- 2 8. 惣菜の製造、販売
- 2 9. 喫茶店営業
- 3 0. 関係会社の経営管理またはコンサルティング
- 3 1. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3 3, 0 0 0, 0 0 0 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 22 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

- 第 23 条 取締役社長は、会社を代表する。
2. 前項のほか、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(役付取締役)

- 第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長 1 名を定め、必要に応じ専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 3 1 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第 3 2 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第 3 3 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 3 5 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 3 6 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 7 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 3 8 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 9 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。